

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三  
条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定す  
る医療機器の一部を改正する件（案）に係る御意見の募集について

令和3年12月27日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
医療機器審査管理課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十  
三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医  
療機器の一部を改正する件（案）について、下記のとおり、御意見を求めます。

記

1. 御意見の募集期間

令和3年12月27日（月）から令和4年1月25日（火）まで（必着）

2. 御意見募集対象

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十  
三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定す  
る医療機器の一部を改正する件（案）について（概要）

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してくださ  
い（様式は自由）。その際、件名に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び  
安全性の確保等に関する法律第二十三條の二の二十三第一項の規定により厚  
生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（案）に関  
する意見」と明記して御提出ください。電話による受付はできませんので御  
了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意  
見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリック  
し、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

以上